



米国税務 QI/FATCA 関連情報

FATCA 協定参加国の取り扱いを明確化する IRS Announcement 2016-27 を公表

アメリカ

2016年8月5日

2016年7月29日、米国内国歳入庁（Internal Revenue Service: 以下「IRS」）は外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act: 以下「FATCA」）における協定参加国リストのアップデートに関する Announcement 2016-27 を公表した。Announcement 2016-27 は下記のリンクから入手可能である。

>> [IRS Announcement 2016-27](#) (IRS ウェブサイト(英語、PDF))

現在、IRS は FATCA に関する米国との政府間協定（Inter-Governmental Agreement: 以下「IGA」）に調印済みでない国（仮調印済みの 22 カ国、または大筋で合意している 30 カ国: 以下「みなし協定参加国」）についても、当該国が有効な IGA を締結しているとみなし、当該国内金融機関の FATCA 登録や FATCA ステータス宣誓を許可している。しかし今回、いまだ IGA 調印が完了していない理由と IGA 調印に向けた段階的な手順を 2016 年 12 月 31 日までに明示できない国に関しては、2017 年 1 月 1 日以降、有効な IGA を締結しているとはみなさない方針であると Announcement 2016-27 により発表した。みなし協定参加国としてのステータスを維持できるかどうかの判断には、具体的に以下二点を IRS は考慮するとしている。

- 調印が完了していない具体的な理由と、調印に向けた段階的な手順とその手順遂行の日程を含む計画を 2016 年 12 月 31 日までに IRS に提出したかどうか

- 過去の IGA 調印に関する姿勢も考慮し、上記理由と調印に向けた計画に IGA 調印に向けた確固たる意志がみられるかどうか

IRS による上記判断の結果、みなし協定参加国のステータスが維持できない国に属する金融機関（Foreign Financial Institution: 以下「FFI」）は、以後、原則 IGA に依拠することができず、IRS と個別に FFI 契約を締結する必要がある。（当該除外国も協定参加国リスト公表後 60 日はみなし協定参加国として取り扱われる点に留意。）

既に IGA を締結している日本の FFI には直接的な影響はないが、みなし協定参加国から除外される国の金融機関と取引がある場合には、報告対象とすることや源泉徴収の必要性が生じる場合もあり、また、グループ会社の金融機関がそのような国に拠点または支店を有する場合には、FFI 契約の締結等の対応が必要となる可能性があるため留意されたい。

FATCA 協定参加国一覧

(2016年8月5日現在)

調印済み(モデル1):58カ国	
Australia(オーストラリア)	Jamaica(ジャマイカ)
Azerbaijan(アゼルバイジャン)	Jersey(ジャージ島)
Bahamas(バハマ)	Kosovo(コソボ)
Barbados(バルバドス)	Kuwait(クウェート)
Belarus(ベラルーシ)	Latvia(ラトビア)
Brazil(ブラジル)	Liechtenstein(リヒテンシュテイン)
British Virgin Islands(英領ヴァージン諸島)	Lithuania(リトアニア)
Bulgaria(ブルガリア)	Luxembourg(ルクセンブルク)
Canada(カナダ)	Malta(マルタ)
Cayman Islands(ケイマン諸島)	Mauritius(モーリシャス)
Columbia(コロンビア)	Mexico(メキシコ)
Curacao(キュラソー島)	Netherlands(オランダ)
Cyprus(キプロス)	New Zealand(ニュージーランド)
Czech Republic(チェコ共和国)	Norway(ノルウェー)
Denmark(デンマーク)	Poland(ポーランド)
Estonia(エストニア)	Qatar(カタール)
Finland(フィンランド)	Romania(ルーマニア)
France(フランス)	St. Kitts and Nevis(セントキッツ島 ネビス島)
Germany(ドイツ)	St. Vincent and the Grenadines (セントビンセント・グレナディーン)
Gibraltar(ジブラルタル)	Singapore(シンガポール)
Guernsey(ガーンジー島)	Slovak Republic(スロバキア)
Vatican City(Holy See)(ヴァチカン市国(教皇庁))	Slovenia(スロベニア)
Honduras(ホンジュラス)	Spain(スペイン)
Hungary(ハンガリー)	South Africa(南アフリカ)
Iceland(アイスランド)	Sweden(スウェーデン)
India(インド)	Thailand(タイ)
Ireland(アイルランド)	Turks and Caicos Islands(タークス・カイコス諸島)
Isle of Man(マン島)	United Kingdom(イギリス)
Italy(イタリア)	Vietnam(ベトナム)

調印済み(モデル2):6カ国	
Austria(オーストリア)	Japan(日本)
Bermuda(バミューダ)	Moldova(モルドバ)
Hong Kong(香港)	Switzerland(スイス)

仮調印済み(モデル1):17カ国	
Algeria(アルジェリア)	Panama(パナマ)
Angola(アンゴラ)	Philippines(フィリピン)
Belgium(ベルギー)	Portugal(ポルトガル)
Cambodia(カンボジア)	South Korea(大韓民国)
Costa Rica(コスタリカ)	St.Lusia(セントルシア)
Croatia(クロアチア)	Turkey(トルコ)
Georgia(グルジア)	United Arab Emirates(アラブ首長国連邦)
Israel(イスラエル)	Uzbekistan(ウズベキスタン)
Montserrat(モントセラト)	

仮調印済み(モデル2):2カ国	
Chile(チリ)	San Marino(サンマリノ)

大筋合意している国(モデル1):24カ国	
Anguilla(アンギラ)	Indonesia(インドネシア)
Antigua and Barbuda(アンティグア・バーブーダ)	Kazakhstan(カザフスタン)
Bahrain(バーレーン)	Malaysia(マレーシア)
Cabo Verde(カーボベルデ)	Montenegro(モンテネグロ)
China(中国)	Peru(ペルー)
Dominica(ドミニカ国)	Saudi Arabia(サウジアラビア)
Dominican Republic(ドミニカ共和国)	Serbia(セルビア)
Greece(ギリシャ)	Seychelles(セーシェル)
Greenland(グリーンランド)	Trinidad and Tobago(トリニダード・トバゴ)
Grenada(グレナダ)	Tunisia(チュニジア)
Guyana(ガイアナ)	Turkmenistan(トルクメニスタン)
Haiti(ハイチ)	Ukraine(ウクライナ)

大筋合意している国(モデル2):6カ国	
Armenia(アルメニア)	Nicaragua(ニカラグア)
Iraq(イラク)	Paraguay(パラグアイ)
Macao(マカオ)	Taiwan(台湾)

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務および QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohmatu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohmatu.co.jp
アシスタントマネジャー	五十嵐 寿行	hisayuki.igarashi@tohmatu.co.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohmatu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。